

# 理容所 美容所 の てびき

I 届出の手続き

II 構造設備基準

III 日常の衛生管理

IV 消毒の方法

V 理容、美容の  
出張業務について

VI 関係機関一覧

# I

## 届出の手続き

### 1 開設までの流れ

#### 事前相談

構造設備、その他について基準が定められていますので、事前に保健所へご相談ください。

#### 書類の提出

必要書類(次ページ参照)に不備が無いよう確認のうえ、手数料を添えて開設予定日の2週間前を目途に提出してください。

#### 施設検査

施設完成後、保健所の監視員が、面積・消毒設備などの構造設備等について検査にうかがいます。営業者の方の立会いをお願いします。

※施設が完成していない場合や、設備が整っていない場合は開設できませんので、ご注意ください。

#### 確認書の交付

確認書の交付は施設検査後数日を要します。  
(標準処理期間8日)

確認書ができましたら連絡します。営業者の方が受領してください。

郵送ご希望の場合は、届出時にレターパックプラスまたは簡易書留分の切手を持参のうえお申し出ください。

#### 開設

確認書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

※所在地の移動、名義変更や大規模な構造設備の変更についても「開設」として、上記の手続きが必要となります。

※小規模な構造設備の変更であっても、図面を持って事前にご相談ください。

## 2 各種届出に必要な書類

	届出事項	提出書類等
開設届	新規開設	①開設届※1 ②施設の平面図 ③構造設備の概要※1 ④開設者が法人の場合は、登記事項証明書（写しの場合は、原本提示）※2 ⑤開設者が外国人の場合は、住民票の写し （住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
	名義変更	⑥理・美容師の免許証（本証提示） ⑦管理理・美容師の講習会修了証書（本証提示）※3 ⑧従業者名簿※1,5 ⑨健康診断書（理・美容師の全員分）※4 ⑩手数料（                      円）
	施設所在地の移動	
	大規模な構造設備の変更	
	営業譲渡※6	
変更届	従業者の変更	①従業者変更届※1 ②理・美容所の従業者名簿（開設時に交付したもの） ③理・美容師の免許証（本証提示）と健康診断書※4
	名称変更	①変更届※1
	小規模な構造設備の変更	①変更届※1 ②変更内容の図面
	法人の代表者等の変更	①変更届※1 ②登記事項証明書（写しの場合は、原本提示）※2
	伝染性疾病のり患及び治癒	①従業者変更届※1 ②治癒の場合は医師の診断書※4
廃止届	完全廃止 名義変更 改造・新規開設	①廃止届※1
承継届	相続による承継	①開設者の地位承継届※1 ②戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）や除籍謄本（除籍全部事項証明書） 又は、法定相続情報一覧図の写し※2：被相続人と相続人全員との相続関係がわかるもの ③同意書：相続人が2人以上の場合
	法人の合併・ 分割による承継	①開設者の地位承継届※1 ②法人の合併の場合は合併後の登記事項証明書（写しの場合は、原本提示）※2 ③法人の分割の場合は分割により営業を承継した法人の 登記事項証明書（写しの場合は、原本提示）※2

※1:【届出用紙】 保健所生活衛生課窓口にあります。北区公式ホームページからダウンロードもできます。

※2:【証明書】 戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)・登記事項証明書などは6ヶ月以内のものとする。

※3:【管理者の設置】 理・美容師が2名以上いる理・美容所では管理理・美容師を置かなければなりません。[理・法11の4-1、美・法12の3-1]

※4:【健康診断書】 結核・伝染性皮膚疾患の有無について、医師が発行した3ヶ月以内のもの。

免許申請時の診断書の内容(精神の機能の障害の有無)とは異なるので注意してください。

※5:【従業者名簿】 理・美容師の免許をもたない無資格者でも施設で働く方は全員記載してください。

※6:【営業譲渡】 変更がない事項については、添付書類が省略できる場合がございます。

## II 構造設備基準

### 客待場所

[理・条 3-＊-3]  
[美・条 3-＊-3]

- 作業室と明確に区分する。(固定した間仕切りをするなど)
- 出入口近くで、作業室を横切らない場所に設置する。
- 面積は作業室面積の概ね 1/6 が望ましい。

### 作業面積・椅子

[理・条 3-＊-1、3-＊-2]  
[美・条 3-＊-1、3-＊-2]

- 一作業室の床面積は13㎡(内法)以上とする。  
※内法(壁、柱等の内側で測定する方法)
- 客待場所や消毒室等は床面積に含まない。
- 13㎡の場合の椅子台数  
理容所は3台、美容所は6台までとする。
- 椅子が1台増すごとに理容所4.9㎡、  
美容所3㎡の作業面積を必要とする。  
※ドライヤー椅子、シャンプー椅子、コールド待ち椅子も1台となります。

#### 理容所の場合(例)

椅子台数	3台	4台	5台	6台	7台
作業面積	13㎡	17.9㎡	22.8㎡	27.7㎡	32.6㎡
客待面積※	2.2㎡	3.0㎡	3.8㎡	4.6㎡	5.4㎡

#### 美容所の場合(例)

椅子台数	6台	7台	8台	9台	10台
作業面積	13㎡	16㎡	19㎡	22㎡	25㎡
客待面積※	2.2㎡	2.7㎡	3.2㎡	3.7㎡	4.2㎡

※客待面積は目安です。

※社会福祉施設などに理・美容所を開設する場合は、  
上記に抛らず特例規定が適用されます。[理・条 5] [美・条 5]

### 換気設備

[理・法 12-＊-3] [理・規 27-＊-2]  
[美・法 13-＊-3] [美・規 27-＊-2]

- 換気が充分にできる設備とする。  
(二酸化炭素(炭酸ガス)濃度 5 cm<sup>3</sup>/ℓ 以下)

### 床及び腰板

[理・規 26-＊-1]  
[美・規 26-＊-1]

- 不浸透性材料であること。  
(コンクリート、タイル、リノリウム、板等)

### 照明設備

[理・法 12-＊-3] [理・規 27-＊-1]  
[美・法 13-＊-3] [美・規 27-＊-1]

- 作業面で 100 ルクス以上。

### 消毒設備・洗場

- 消毒設備を設けること。[理・法 12-＊-2] [美・法 13-＊-2]
- 消毒設備は、器具洗い場に近接し、器具乾燥棚等を備えること。消毒室を設けることが望ましい。
- 洗場は、流水式とし、上下水道設備に接続されていること。  
(洗髪用と器具洗い用は区別する。)[理・規 26-＊-2] [理・条 3-＊-6]  
[美・規 26-＊-2] [美・条 3-＊-6]

### 用意する器具・消毒薬

[理・条 3-＊-5]  
[美・条 3-＊-5]

- 十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。  
※「IV 消毒の方法」を参照

### ふた付きの毛髪箱

[理・規 26-＊-3]  
[美・規 26-＊-3]

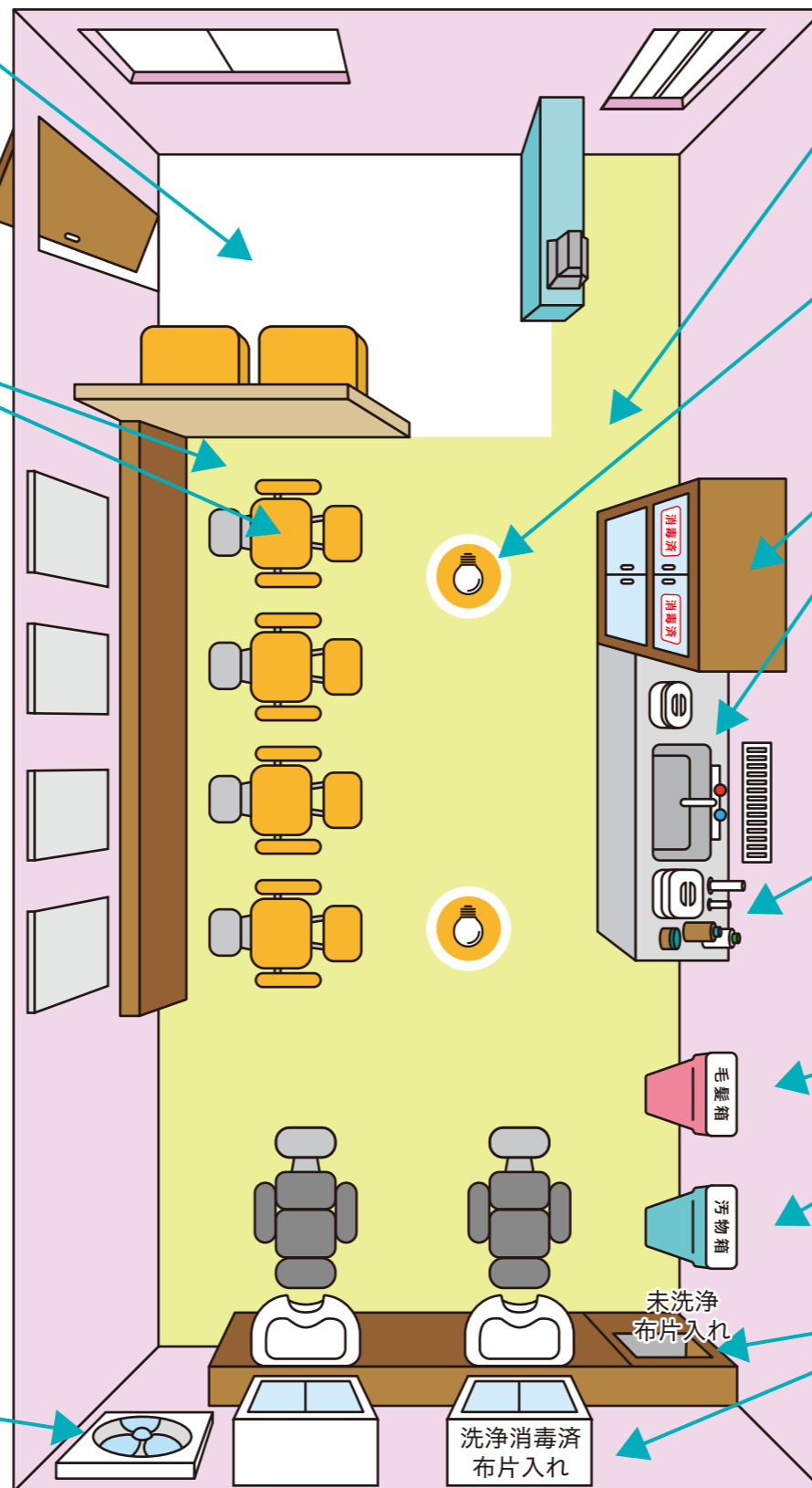
### ふた付きの汚物箱

※表示や色分けなどで、各々間違えないようにしてください。

### 格納設備

[理・条 3-＊-4]  
[美・条 3-＊-4]

- 消毒済み器具・タオル類の専用の格納設備を設け、  
汚染を受けないように扉などがついた場所に保管する。  
※表示や色分けなどで、  
消毒済みと未消毒を間違えないようにしてください。



# III

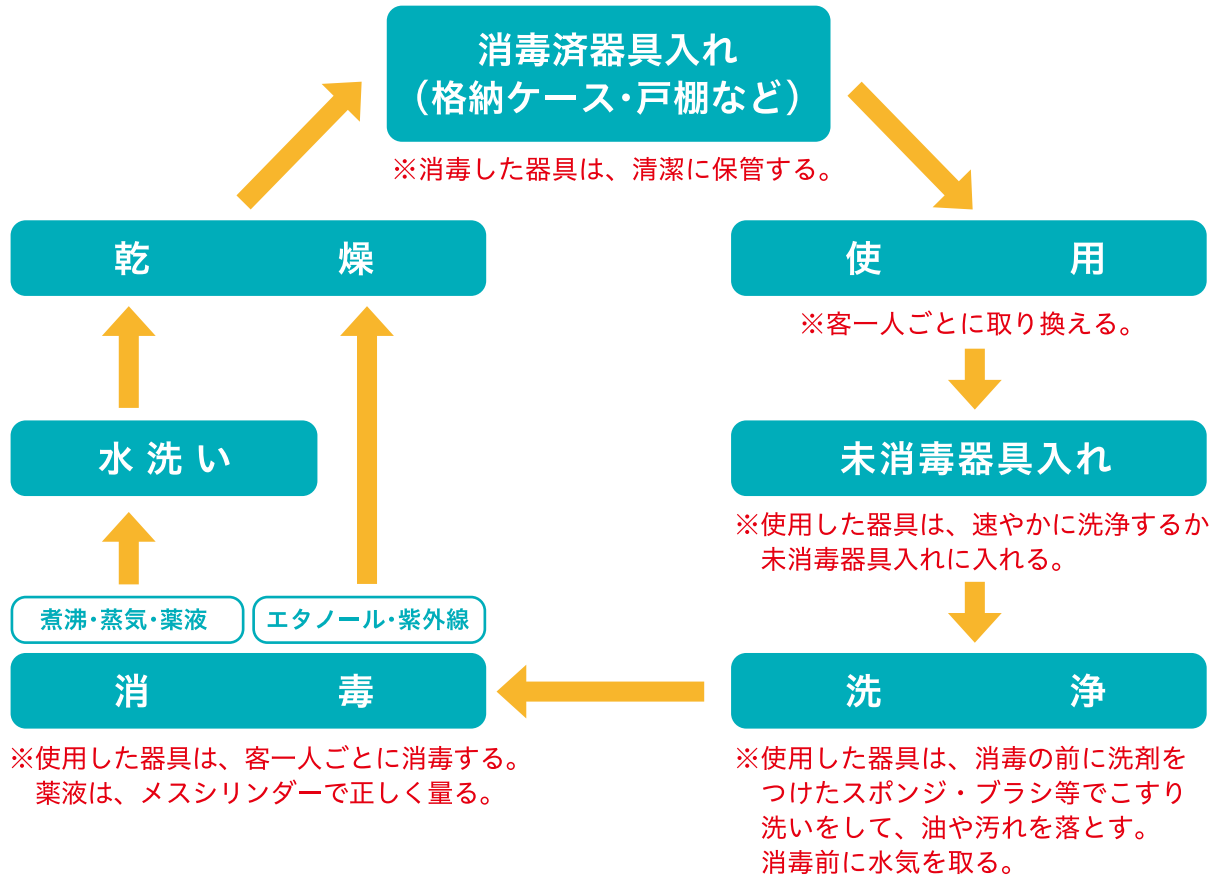
## 日常の衛生管理

項目	内容
施設の清潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設は常に整理整頓・清掃をする。 [理・法 12-＊-1] [美・法 13-＊-1]</li> <li>●洗髪器は常に清潔に保つ。 [理・条 2-＊-8] [美・条 2-＊-8]</li> <li>●床などの毛髪は一客ごとに清掃し、蓋つきの容器に集める。 [理・規 26-＊-3] [美・規 26-＊-3]</li> </ul>
室内空気環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>●二酸化炭素：5cm<sup>3</sup>/ℓ(5000ppm) 以下に保つ。 [理・規 27-＊-2] [美・規 27-＊-2] (炭酸ガス) 1cm<sup>3</sup>/ℓ(1000ppm) 以下に保つことが望ましい。</li> <li>●一酸化炭素：0.01cm<sup>3</sup>/ℓ(10ppm) 以下に保つことが望ましい。</li> <li>●適温 (17～28℃)・適湿 (40～70%) に保つ。</li> <li>●開放型の燃焼機器 (暖房器具、蒸し器等) を使用する場合は、定期的に換気する。</li> <li>●換気装置は定期的に点検、清掃する。</li> </ul>
器具等の洗淨・消毒	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カミソリ、はさみ、くし、ヘアブラシ等は客一人ごとに洗淨し、適正に消毒したものを使用する。 [理・法 9-＊-1,2] [美・法 8-＊-1,2] [理・規 24] [美・規 24]</li> <li>●てい毛用のカップその他、客の皮膚に接しない器具で客一人ごとに汚染するものは、常に清潔に保つ。 [理・条 2-＊-7] [美・条 2-＊-7]</li> <li>●消毒薬は、随時取り換え、常に清潔に保つ。 [理・条 2-＊-9] [美・条 2-＊-9]</li> </ul>
タオル等の清潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>●タオル、ネックペーパー等は、清潔なものを使用し客一人ごとに取り替える。 [理・条 2-＊-4] [美・条 2-＊-4]</li> <li>●被布は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な布片を使用する。 [理・条 2-＊-5] [美・条 2-＊-5]</li> </ul>
器具等の保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>●洗淨・消毒済みの器具・布片類は消毒済み容器に入れ、使用済み、未消毒の器具とは区別して清潔に保管する。 [理・条 2-＊-6] [美・条 2-＊-6]</li> </ul>
保管場所の清潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>●器具・布片類の保管場所は週 1 回以上清掃し、清潔に保つ。</li> </ul>
作業衣等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●作業中は、白色その他汚れが目立ちやすい色の清潔な作業衣を着用する。 [理・条 2-＊-1] [美・条 2-＊-1]</li> <li>●顔面作業の際は清潔なマスクを着用する。 [理・条 2-＊-2] [美・条 2-＊-2]</li> <li>●身体は常に清潔に保つこと。 [理・条 2-＊-3] [美・条 2-＊-3]</li> </ul>
手指の清潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>●客一人ごとに作業前に石鹸・ブラシ等で手指を洗淨する。</li> <li>●皮膚疾患のある客を扱ったときは手指を消毒する。</li> </ul>
従業者管理、疾病の届出等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従業者に異動があったときには、速やかに届け出ること。 なお、資格者を雇い入れたとき、在職者が免許を取得したときは、免許証を提示し、医師の健康診断書を保健所に提出すること。 [理・規 20] [美・規 20]</li> <li>●従業者が結核、伝染性皮膚疾患 (トビヒ・シラクモ・疥癬等)、その他厚生労働大臣の指定する疾病にかかった場合、また治癒した場合、医師の診断書を添えて保健所に届け出ること。</li> </ul>

# IV

## 消毒の方法

### 1 消毒のサイクル&ポイント



### 2 用意する消毒器具

#### 薬液容器

密閉できる蓋つき容器が望ましい。(血液付着器具用及び血液付着のない器具用に分け、器具の量・サイズに見合った数)

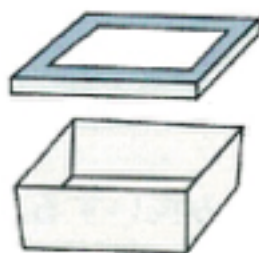
#### 計 量 器

メスシリンダー：大 1000ml、小 100ml 位のもの

#### 消毒器具の例



メスシリンダー



平型バット



アルコール綿入れ



円筒型容器



# IV 消毒の方法

## 3 薬品の種類と消毒方法 ■ 器具等の消毒方法は、理・美容師法施行規則第 25条で定められています。 ■ いずれの消毒方法も器具を十分に洗浄してから実施しましょう。

消毒方法	成分名 (商品名)	かみそり及び 血液付着器具	かみそり以外で 血液付着のない器具	材質等による適性	消毒 時間	交換頻度
煮 沸		沸騰後 2 分間以上	沸騰後 2 分間以上	陶磁器、金属及び繊維製の器具の消毒に適する。くし類等合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。	2 分	
エタノール	76.9v/v%~81.4v/v%エタノール液 (消毒用エタノール)	薬液に10分間以上浸す	薬液を含ませた綿・ ガーゼで表面を拭く		10分	1 回/週 蒸発・汚れの 程度も考慮
塩素系薬剤	次亜塩素酸ナトリウム (ピューラックス・ハイターなど)	0.1%以上の薬液に 10分間以上浸す	0.01%以上の薬液に 10分間以上浸す	金属器具及び動物性繊維製品は腐食するので、使用する場合は必要以上に長時間浸さないこと。	10分	毎日交換
逆性石鹼	塩化ベンザルコニウム 又は、塩化ベンゼトニウム (オスバン・ハイアミンなど)		0.1%以上の薬液に 10分間以上浸す		10分	毎日交換
グルコン酸クロルヘキシジン	グルコン酸クロルヘキシジン (ヒビテンなど)		0.05%以上の薬液に 10分間以上浸す		10分	毎日交換
両性界面活性剤	塩酸アルキルポリアミノエチルグリシン 又は、塩酸アルキルジアミノエチルグリシン (テゴ-51など)		0.1%以上の薬液に 10分間以上浸す		10分	毎日交換
蒸 気			蒸し器などを用いて 80°C蒸気に10分間 以上触れさせる	ガラス、陶磁器、金属及び繊維製の器具等の消毒に適する。くし類等合成樹脂製のものの一部には加熱により変形するものがある。	10分	
紫外線照射			85 μW/cm <sup>2</sup> 以上の 紫外線で 20分間以上照射する		20分	2000~3000 時間使用后、 殺菌灯の交換

### 手指の消毒

- 流水と石けんを用いて少なくとも手指を15秒間洗浄する。  
(血液、体液等に触れ、目に見える汚れがある場合にはこの方法を用いる。)
- 速乾性擦式消毒薬を乾燥するまで擦り込む。



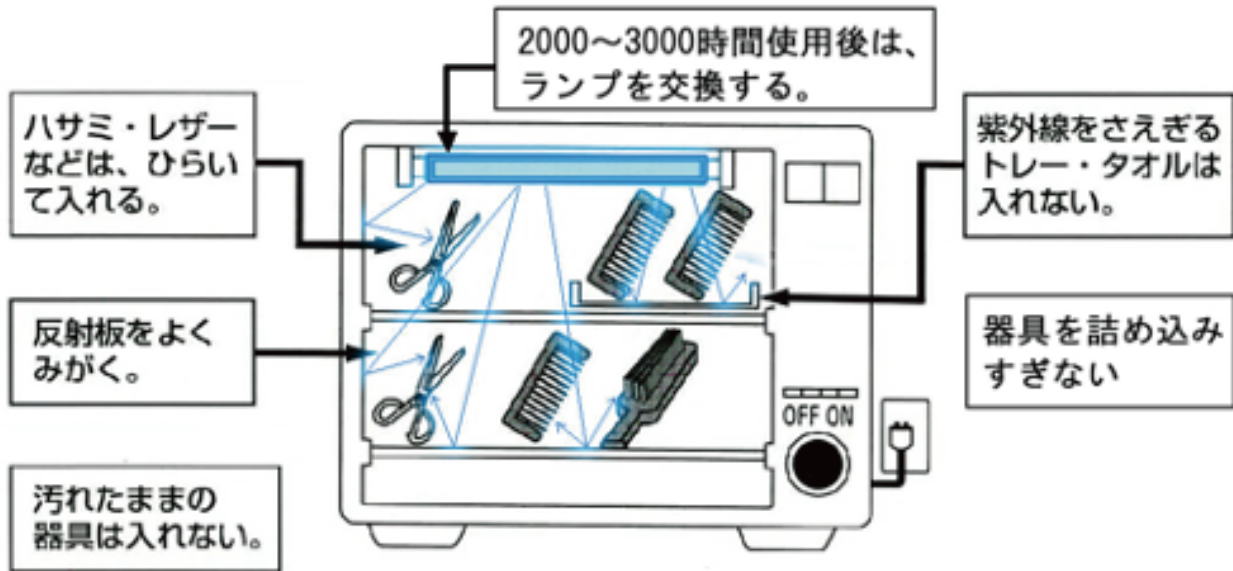
**クレゾールは、平成12年から器具の消毒には使用できなくなっています。**

# IV

## 消毒の方法

### 紫外線消毒器の使い方

85 <sup>マイクロワット</sup>  $\mu\text{W} / \text{cm}^2$ の紫外線を20分以上当てます。  
まんべんなく光が当たるように、  
次の点に注意しましょう。



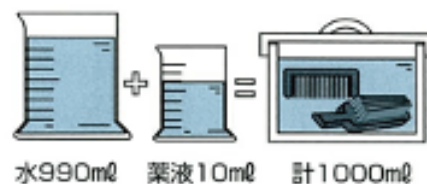
消毒済みの器具は、入れたままにせず、消毒済み器具入れで清潔に保管しましょう。

### 消毒薬の調製

消毒薬は数種類の濃度のものが市販されています。  
購入した消毒薬の濃度が何%であるか確認して使用してください。

#### 調製例

逆性石ケン液（10%塩化ベンザルコニウム液）を0.1%に調整するには・・・  
薬液10mlを水990mlにうすめる。



### タオルの消毒

煮沸、塩素系薬剤、蒸気が適しています。  
前ページ「3. 薬品の種類と消毒方法」の「材質等による適性」項目を参照してください。

#### 血液が付着したタオル・布類

廃棄するか、または血液が付着している器具と同様の洗浄及び消毒（煮沸、塩素系薬剤）を行います。



# V

## 理容、美容の出張業務について

理容師法及び美容師法では、**政令で定める「特別な事情」がある場合を除き、理・美容所以外の場所でその業を行うことを禁止しています。**

理・美容所以外の場所でその業を行う場合は、法令事項を遵守して行ってください。  
また、器具等の消毒・取り扱いなどについては、保健所にご相談ください。

### 政令で定める「特別な事情」

**理・美容所以外の場所で業を行うことができる場合** [理・令4、条4] [美・令4、条4]

- ① 疾病その他の理由により、理・美容所に来ることができない者に対して理・美容を行う場合
- ② 婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理・美容を行う場合
- ③ 社会福祉施設等において、その入所者に対して理・美容を行う場合
- ④ 演劇に出演する者等に対して、出演等の直前に理・美容を行う場合

# VI

## 関係機関一覧

名 称	電 話	備 考
東京都福祉保健局健康安全部 健康安全課試験・免許担当	(5320)4358	東京都の保健所が実施した講習会(S45.4.1～S56.3.31の期間)を 修了された方の書換交付・再交付
(公財)理容師美容師試験 研修センター 免許登録担当	(5579)0911	理・美容師免許試験、免許証交付・再交付、 管理理・美容師講習会・修了証書交付など
(公財)東京都生活衛生営業 指導センター	(3445)8751	営業約款(Sマーク)の登録業務
(公社)東京都環境衛生協会	(3442)3611	自治指導員、「環境」発行
東京都理容生活衛生同業組合	(3954)8291	講習会等
東京都美容生活衛生同業組合	(3370)2131	講習会等
東京都北区地域振興部 産業振興課経営支援係	(5390)1237	中小企業振興、経営相談、事業資金の融資斡旋など
(株)日本政策金融公庫	0120-154-505	融資相談
東京都消費生活総合センター	(3235)1155	商品テスト、苦情処理、危害・危険情報など

本文中[ ]内は根拠法令等を示す。

凡例：[理・法9-＊-1] 理容師法第9条第1号

[美・条2-＊-8] 東京都北区美容師法施行条例第2条第8号

理・法：理容師法

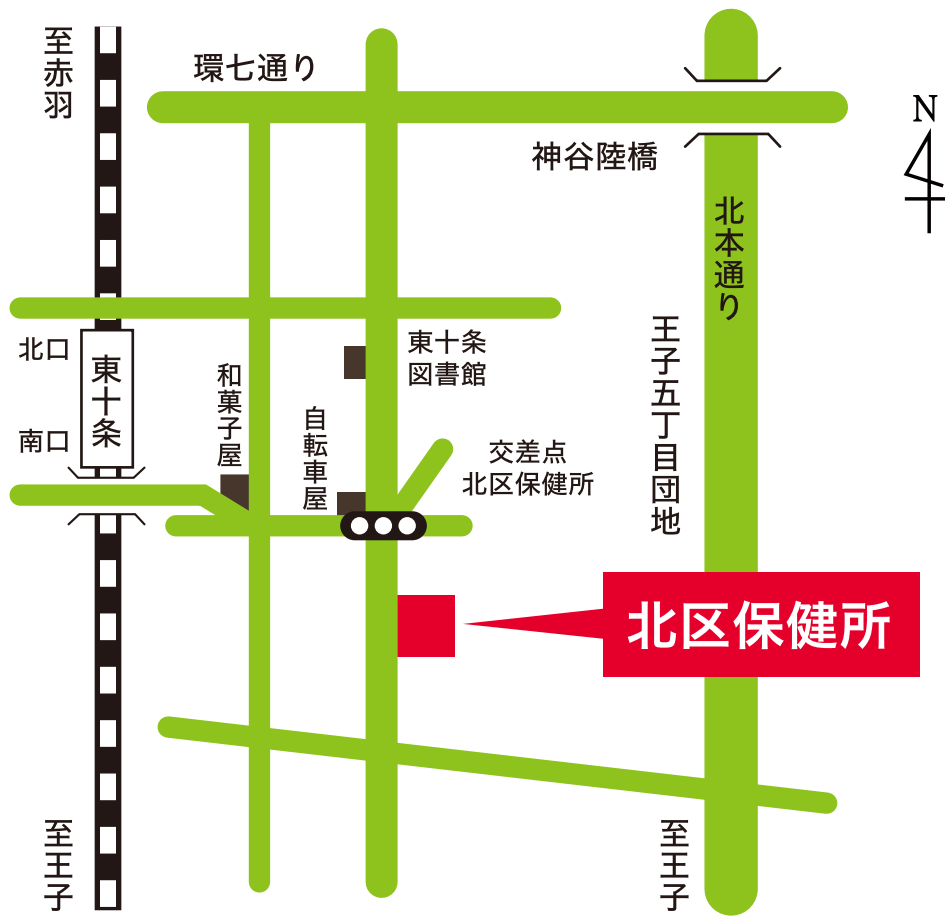
令：法施行令

条：法施行条例

美・法：美容師法

規：法施行規則

## 保健所案内図



交通機関 JR 京浜東北線「東十条駅」南口下車 4 分

## 理容所・美容所のでびき

発行 北区保健所 生活衛生課 環境衛生  
東京都北区東十条 2-7-3  
電話 03(3919)0720  
FAX 03(3919)3308